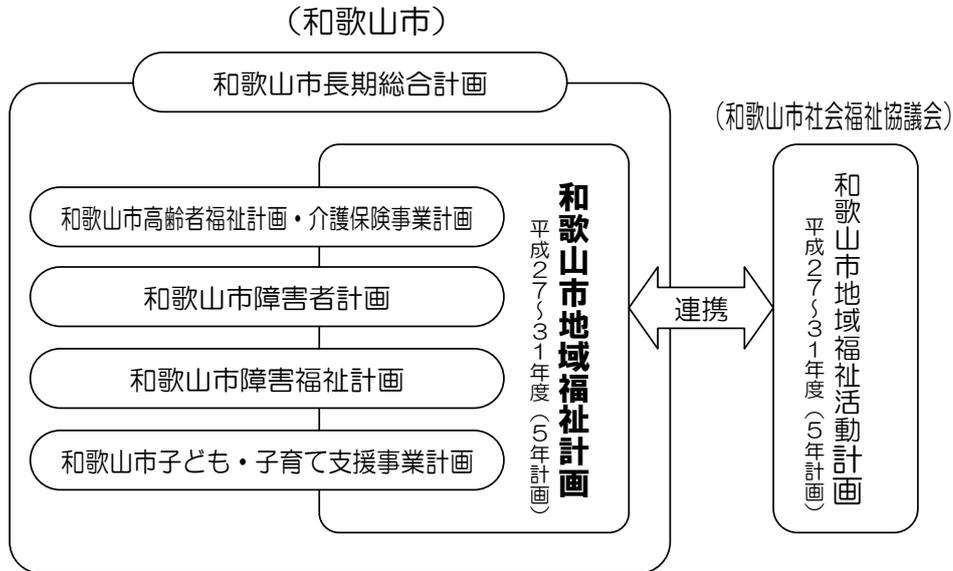


第3次和歌山市地域福祉計画（わかやま・元気ふくし計画）について

1. 地域福祉計画とは

平成15年より地域福祉の推進に関する事項を盛り込む内容の市町村地域福祉計画の策定が社会福祉法第107条に規定されました。

本市では、平成17年に和歌山市地域福祉計画を作成し、平成22年に第2期、今回が第3期となります。なお、本計画は、別に和歌山市社会福祉協議会が策定する和歌山市地域福祉活動計画（協議会事業や42地区別の計画を記載）と連携して推進する必要があり、基本理念を共有し、計画期間を合わせています。



2. 第2次計画との相違点

市民や関係者に分かりやすい計画とするため「基本理念」や「基本目標」を簡素化し、計画を効果的に推進するために「先導的に取り組む事項」を明示しました。

	第2次計画	第3次計画
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりと支えあいの地域づくり ・住民参加による福祉基盤づくり ・安心して快適に暮らせる地域づくり ・お互いの人権を尊重しあえる明るい社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを尊重し、支えあう“元気な福祉のまち”をわたしたちの“参加と協働”で創出します
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやり支えあいの心の育成 ・ニーズ発見の仕組みづくり ・地域活動の活性化 ・地域の安全の確保 ・地域でともに暮らすための仕組みづくりの形成 ・生活環境の整備と福祉のまちづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での生活を支えるサービスや活動を充実します ・地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます ・安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります
先導的に取り組む事項	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での学習や話しあいの推進 ・災害時に支援が必要な人を支える取り組み ・生活困窮者への支援の推進 ・身近な相談窓口とネットワークの充実 ・協働事業の担い手の養成 ・担い手や活動を支える体制の充実

3. 計画の期間

平成27年度から令和元年度までの5か年とします。